

【3歳以上児】給食費について

(1) 給食費

保護者の実費徴収となります。

※1ヶ月（月の初日から末日まで）欠席した場合は、徴収しません。

	1号認定	2号認定
給食費	4,000円/月 ※8月は、夏季休業のため、徴収しません	5,400円/月 ※おやつ代を含む

○免除について

年収360万円未満相当世帯及び第3子以降（下記表参照）のお子さんの給食費は免除となります。

認定区分	免除対象
1号認定 (楽田東・羽黒南子ども未来園 (教育標準時間))	小学校3年生以下のお子さんの中で3人目以降の場合
1号認定 (特別利用保育) ・ 2号認定	小学校就学前のお子さんの中で3人目以降の場合

(2) 留意事項

◎給食費のほか、保護者会費等が別途必要となります。



【3歳未満児】保育料について

※年度の途中で3歳の誕生日を迎えても、無償化の対象にはなりません。

- 保育料は、保護者（父母）の市町村民税額の合計額により決定します。
- 保育料は、要保護等世帯及びその他世帯で区分して決定します。
※要保護等世帯とは、以下のいずれかに該当する世帯をいいます。
 - ①ひとり親家庭である
 - ②同世帯内の者が、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている
 - ③同世帯内の者が、特別児童扶養手当及び国民年金の障害基礎年金のいずれかを受給している
- 保護者（父母）の所得を算定した結果、市町村民税非課税世帯に区分された世帯で、同居の祖父母がいる場合は、祖父母の市町村民税額も算定に加えることがあります。
- 令和3年4月から令和3年8月分保育料は **令和2年度市町村民税額**
- 令和3年9月から令和4年3月分保育料は **令和3年度市町村民税額** により決定します。

（1）保育料

階層区分		月額保育料（円）			
		3号認定（3歳未満児）			
		保育短時間		保育標準時間	
		要保護等世帯	一般世帯	要保護等世帯	一般世帯
第1階層	生活保護世帯	0		0	
第2階層	市町村民税非課税世帯				
第3-1階層	市町村民税所得割額 非課税世帯	3,500	8,000	5,000	11,000
第3-2階層	市町村民税所得割額 48,600円未満世帯		10,400		13,400
第4-1階層	市町村民税所得割額 77,101円未満世帯		18,000		21,000
第4-2階層	市町村民税所得割額 97,000円未満世帯	19,500		22,500	
第5階層	市町村民税所得割額 169,000円未満世帯	27,600		30,600	
第6階層	市町村民税所得割額 301,000円未満世帯	39,600		42,600	
第7階層	市町村民税所得割額 397,000円未満世帯	48,800		51,800	
第8階層	市町村民税所得割額 397,000円以上世帯				



○多子軽減について（入園児童にきょうだいがいる世帯は条件によって保育料が軽減されます）

【要保護等世帯の保育料多子軽減】

	第2子	第3子以降
第4-1階層以下	きょうだいの年齢に関わらず 無料	
第4-2階層以上	同時入園の場合： 半額	同時入園の場合： 無料

【その他世帯の保育料多子軽減】

	第2子	第3子以降
市町村民税所得割額 57,700円未満世帯	きょうだいの年齢に関わらず 半額	きょうだいの年齢に関わらず 無料
市町村民税所得割額 57,700円以上世帯	同時入園の場合： 半額	同時入園の場合： 無料

（2）留意事項

◎保育料のほか、保護者会費等が別途必要となります。

(3) 保育料の減免

下記の各号にあてはまる方は、申請により保育料を減免する制度があります。

1から4に該当する方は、「利用者負担額減免申請書」を提出してください。5については、申請は不要です。

※既に多子軽減により保育料が半額となっている児童については、除きます。

	事由	減免額	添付書類
1	前年（1月から8月にあっては前々年）中における所得がその前年に比べ2分の1以下に減少すると認められる者	申請した月から当該事由が消滅した月までに係る保育料のうち、 第3-1階層は全額	課税証明書等収入の状況が確認できる書類
2	雇用保険法に定める失業保険の受給資格を有する者	第3-2階層は1/2の額	雇用保険受給資格者証
3	長期療養者（現に継続して6か月以上療養の者又は継続して6か月以上療養を要すると思われる者）		診断書
4	自己の所有に係る住宅又は家財について生じた損害額（保険金及び補償金により補てんされる額を除く。）がその住宅又は家財の価格の5割以上の者	申請した月から向こう1年間に係る保育料のうち、 第3-1階層は全額 第3-2階層以上は1/2の額	罹災証明書
5	18歳未満の児童（当該年度中に満18歳に達する者を含む。）を3人以上監護し、かつ、これらの児童と生計を一にしている場合で、児童の年齢が高い方から数えて3人目以降の3号認定子どもがいる者	第4-2階層までは全額 第5階層及び6階層は1/2の額	



預かり保育・延長保育について

(1) 預かり保育（1号認定）

認定こども園（教育希望）、特別利用保育を利用する子どもを対象に預かり保育を行います。（9：00から14：00を超えて保育が必要な場合に利用できます）。

年齢 (4/1現在)	30分当たりの 利用料	備考
3歳児	90円	おやつ代 1回 50円
4歳以上児	70円	

※土日、祝日及び長期休業日（4月1日から入園式の日の前日まで、夏季休業：7月21日から8月31日まで、冬季休業：12月24日から翌年1月6日まで、学年末休業：3月25日から3月31日まで）は、預かり保育を行っていません。

(2) 延長保育（2・3号認定）

保育が必要な時間により、保育短時間（8時間）と保育標準時間（11時間）の2つの区分に分けられます。

- ・保育短時間…8：00から16：00の8時間までの利用
- ・保育標準時間…各園の開園時間から11時間までの利用

開園	延長保育	8：00	保育短時間	16：00	延長保育	閉園
保育標準時間						延長保育
7：00又は7：30			18：00又は18：30			

※それぞれの時間帯を超える時間の利用は延長保育となります。公立園で延長保育の定期的利用を希望する場合は、「延長保育利用許可申請書」を、各子ども未来園又は子ども未来課保育園・幼稚園担当へ提出してください。私立園の延長保育利用は、別途手続きが必要になります。

延長保育の時間は各子ども未来園によって異なりますので、3頁の一覧表にてご確認ください。

定期的利用(月額)	30分につき、500円
一時的利用	30分につき、50円
減免対象	保育料が第1階層及び第2階層で減免により無料の場合は、延長保育利用料は無料

※許可を受けた時間を超えた利用や、一時的・緊急的に利用する場合は、一時的利用料が発生します。

※月途中の入退園の場合でも、定期的利用による延長保育利用料は月額となります。

※おやつ代は利用料に含まれます。

